

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

上越教育大学附属小学校

1 感染症予防対策

文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』（2023.4.1 Ver.9）や、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針（上越教育大学危機管理対策本部 2023.2.6 改定）」等を基に、子どもの命と健康を守る対策を行っていく。

（1）家庭での健康観察

ア 登校前に保護者は、児童の検温と健康観察を行い、発熱（37℃以上を目安、ただし個人差あり）や咳、のどの痛み、倦怠感など普段と体調が少しでも異なる場合には、登校を控え、自宅で休養する。

イ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、無理せず登校を控える。保護者の申し出があれば、出席停止扱いとする。

（2）学校での健康観察

ア 欠席連絡を受けた場合、児童の症状等を丁寧に聞き取り、確実に該当学級担任に伝える。学級担任は健康観察簿に必要事項を記載する。

イ 担任は児童の健康状態を健康観察で確認し、必要に応じて養護教諭（不在時は管理職）に知らせる。

ウ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、保護者に連絡の上、早退し休養させる。

（3）マスクの着用について

ア 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。今後、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合、マスク着用を促すことはあるが、着用を強いることはしない。

イ 入学式等においても、マスク着用は求めない。保護者や来賓も同様とする。

（4）手洗いや咳エチケットの徹底

ア こまめな手洗いを心掛ける。みんなが使用する遊具やボール等は、特に念入りに洗う。

イ 咳やくしゃみをする時は咳エチケット（口や鼻を手で覆うなど）を守る。

（5）換気の徹底

ア 気候上可能な限り、二方向の窓を開けて、常時換気を行う。

（6）児童同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。

（7）清掃時の留意点

ア 縦割り班清掃を基本とするが、感染拡大状況によっては、学年・学級別の清掃とする。

イ 原則、「黙働清掃」とする。

ウ 窓を開けて清掃する。

エ 終了後は石けんで手を洗う。

（8）登下校時の留意点

ア 登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合は、マスク着用が推奨される。

(9) 給食時の留意事項

- ア 配膳前と食事後の手洗いを徹底する。
- イ 量を減らしたり、おかわりしたりする配膳は、職員が手袋を着用して行う。
- ウ 座席を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には、対面の児童と1 m程度の距離を確保する。
- エ 大声での会話を控える。
- オ 給食当番は、使い捨て手袋を使用して配膳する。(使い捨て手袋は学校で用意)
- カ 給食当番用として、エプロンを一人1着の専用利用(1年間)とする。使用後は、家で洗濯しアイロンをかけ、学校で衛生的に保管する。

(10) 教職員の感染症対策

①教職員各自で行う対策

- ア 出勤前に検温する。
- イ 発熱(37℃以上を目安)や風邪症状がある場合は出勤しない。
- ウ 児童と同様にマスクの着用は求めないことを基本とする。

②職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。(可能な限り、2方向の窓を同時に開ける)
- イ 状況に応じて、会議等のオンライン化、業務場所の分散に取り組む。

2 感染時等の対応

(1) 発生報告について

児童の感染が確認されたり、児童が濃厚接触者に特定されたりした場合は、附属小(職員室 523-3610 もしくは事務室 522-6956)に報告する。

*** 休日・夜間は、大学の警備室(521-3300)に連絡する。**

休日・夜間における大学警備室への連絡は、

児童の感染が確認された場合のみでよい。

(2) 出席停止として扱うもの

- ① 児童の感染が判明した場合
- ② 児童が感染者の濃厚接触者に特定され、自宅休養する場合
- ③ 児童等に発熱等の風邪の症状が見られる場合(医師が風邪と診断した場合は病欠)
- ④ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合(同居家族に濃厚接触者がいる場合も含む)
- ⑤ 児童が、緊急事態宣言が発出された地域(特定警戒都道府県)を往来したとの報告を受け、学校が登校自粛を促し、それに応じる場合

(3) 「療養解除届(附属小ホームページからダウンロード)」の提出について

- ・陽性となった児童の自宅療養の解除に伴い、保護者が用紙に記入し、学校に提出する。
- *医療機関からの療養解除の証明は必要なし。(季節性インフルエンザも同様)

(4) 自宅休養，学校休業等の基準

①当該児童・教職員について

	症状あり（※1）	濃厚接触者に特定	感染が判明
児童	自宅で休養	原則，5日間登校せず6日目に解除 ただし2日間にわたる検査を組み合わせることで，3日目に解除可能（※2）	治癒するまで登校しない。 （※3）
教職員	自宅で休養	2日間にわたる検査を組み合わせることで，3日目に解除可能（※2）	治癒するまで出勤しない。 （※3）

②臨時休業等について

	児童等に症状あり（※1）	児童等が濃厚接触者に特定	児童等に感染が判明
附属小学校	休業しない	休業しない	全部又は一部の臨時休業 （※4）
放課後児童クラブ	休業しない	休業しない	市教育委員会の判断。

※1：発熱をはじめ，咳，のどの痛み，倦怠感などのかぜの症状。

※2：待機期間の5日を待たずに，2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合，3日目に待機を解除することができる。ただし，7日間を経過するまでは検温など健康状態の確認等が必要。抗原定性検査キットは，自費で購入。

※3：有症状患者・・・発症日から7日間経過し，かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可。
無症状患者・・・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可。加えて，5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には，6日目に解除可。

※4：学校医と相談し，感染者の学校における活動状況等を踏まえ，臨時休業の要否，範囲，期間を判断する。あわせて，濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに，必要に応じて校舎の消毒等を実施する。（臨時休業を行った場合）学校医等の意見を踏まえ，学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には，学校を適宜再開する。

3 教育活動について

★現在，「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針」において，「レベル1」の活動制限となっている。これを受け，以下のとおりとする。

(1) 当面の行事等について

・予定どおり実施する。

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては，変更や縮小もありえる。

(2) 学習について

①校外学習（バス利用も含む）については，十分な感染対策を講じた上で行う。

②ゲストティーチャーやボランティア等との活動は，十分な感染対策を講じた上で行う。

③対面形式となるグループワークは，少人数（5名程度）での実施とし，大声での会話は控える。

【実践体育科】

- ・ 体育館においては、学級ごとの実施を基本とする。
- ・ 組み合ったり、接触したりする運動において、大声での発生は控える。
- ・ 活動後は、うがい、手洗いをを行うようにする。

【実践音楽科】

- ・ 前方1 m、左右50 cm程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控える。

【実践家庭科・創造活動】

- ・ 試食の際は、大声での会話を控えたり、対面にならないようにしたりする。対面になる場合は、1 m程度の距離を確保する。

<休み時間の遊びについて>

- ・ 体育館や多目的ホールの使用を学年ごととして割り当てる（スポーツプロジェクトの計画による）。

(3) 保健室の利用について

多数の利用者、異学年の接触による感染拡大を防止するため、学級で対応できる場合（擦り傷や検温）は、担任が対応する。休み時間も緊急性のない来室は避ける。

(4) 子どもをよく「みる」

- ★行動の変化を「みる」
 - ★からだの反応を「みる」
 - ★以前と異なる表情や会話の変化を「みる」
- ・ たよりを通じて家庭と共有
- ・ 関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用
- ・ できること、得意なことに着目した授業やみとり
- ・ 複数の職員でよく観察する、情報共有する

○環境の変化により、不安や緊張から不応や自死、非行等へのリスクが高まる可能性がある。

○児童や家族、地域などで感染者や濃厚接触者（疑い含む）が出た場合、差別的な言動、感染者捜しや感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族への誹謗中傷は現に慎むよう学校と家庭で指導する。また、感染者外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮を行う。差別や偏見など児童の様子を見逃さず、毅然とした態度で指導する。